

ご自身のために。ご家族のために。
大切な方のために…。

開催日時 2019年

1/27日

13:30~15:00 (受付開始13:00)

知っておきたい 民法改正と 「信託」による資産承継

セミナー参加無料
(事前予約制)

定員になり次第、締め切らせていただきます。どうぞお気軽にご参加ください。

第1部 資産承継に関わる「民法改正」について

昭和55年(1980年)以来、38年ぶりに相続法(民法)が改正されます。平成27年(2015年)に非嫡出子の相続分見直しなどの変更はありましたが、それらと比較しても大規模な改正となります。本セミナーでは税理士の視点で民法改正のポイントをわかりやすく解説いたします。



税理士

税理士法人おおたか 副代表

市川 康明 氏

講師



第2部 「信託」を活用した資産承継について

大切な資産を守り、円滑に引き継いでいくための有効な手段として注目を集める「信託」。信託は、信頼できる人に資産を託し、目的に沿って運用する制度です。本セミナーでは信託を活用した資産承継についてレオパレス信託よりご説明させていただきます。

運用型不動産信託業
2018年7月2日開業

説明者

レオパレス信託株式会社 信託営業部長

篠田 亨

レオパレス信託株式会社

このような方は、「信託」の活用をご検討ください

- ご高齢の方
- 不動産賃貸事業を営まれている方
- ご自身の相続で遺言書を書くことをお考えの方
- 代々にわたり資産を承継されてきた方
- 相続対策として不動産賃貸事業を始めようとされている方
- 自身が亡くなった後、ご家族に生活資金等を安定的に給付したいとお考えの方

個別相談会同時開催

無料
(要予約)

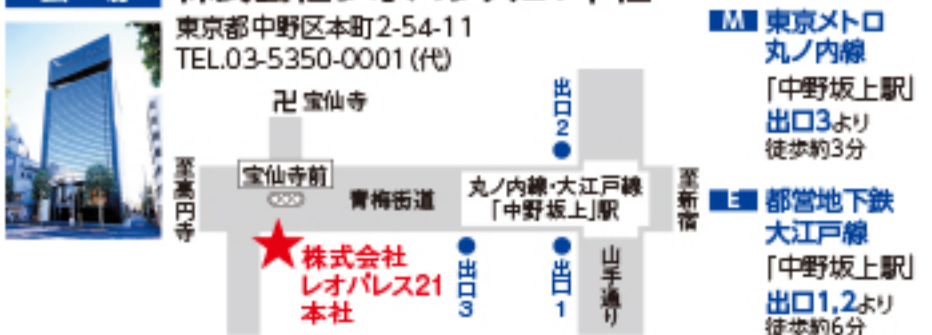
円滑な資産承継のために必要な遺言、税務、有効な資産活用などのあらゆる相談を個別にお受けいたします。

※個別相談は事前予約制となります。



会場 株式会社レオパレス21本社

東京都中野区本町2-54-11
TEL.03-5350-0001(代)



0120-008421

株式会社レオパレス21

本社:東京都中野区本町2-54-11
ホームページ <http://www.leopalace21.jp>